TAX RETURNS

BOOKKEEPING

PAYROLL

ADVISORY

INCORPORATION

OTHER

Applied Accountancy - Los Angeles
1225 W 190th St #250, Gardena, CA 90248
Gardena, CA 90248
+1 310 323-3000
Accounting & Tax Filing for all 50 States

Applied Accountancy - Japan
1-chome-2-7 Higashinakanobu
Shinagawa City, Tokyo 142-0052, Japan

For inquiries, email us at
info@appliedaccountancy.com
Download our brochure

INDEX

/ Business

Applied Accountancy

私どものモットーは飽くまでも顧客優先です。迅速かつ適格、正確さを常に心がけ、良心的価格でサービスを提供させて頂いております。お客様のビジネスチャンスが最大限活かされ、より長い成長発展を遂げられるようなバックアップ体制を常に心がけています。ロサンゼルスの南郊、南カリフォルニア最大の日系コミュニティに拠点を置く当事務所は、これまで多数の日系企業にサービスを提供しています。情報コンサルティングを中心とした会計及び税務業務サービスを展開し、安心ときめ細かな日本語によるサービスで米国に進出した日系企業の方たちから厚い信頼を得てきております。

Services

Tax Returns
Company Formation
Payroll
Bookkeeping
Advisory
Consultation
Tax Resolution
Foreign Non-Resident
Restaurant & Beauty
Import Trading
Professionals & Tech
E-Commerce
Real Estate
S-Corp

About

アプライド会計事務所は1989年に設立され, 30年以上に亘ってカリフォルニアでのビジネスをサポートしております！
Supporting Los Angeles business for over 30 years!

Applied Accountancy - Los Angeles
1225 W 190th St #250, Gardena, CA 90248
Gardena, CA 90248
+1 310 323-3000
Accounting & Tax Filing for all 50 States

Applied Accountancy - Japan
1-chome-2-7 Higashinakano&u
Shinagawa City, Tokyo 142-0052, Japan

For inquiries, email us at
info@appliedaccountancy.com
Download our brochure

Company Name : Applied Accountancy
Tel : (310) 323-3000
Address : 1225 W 190th St Suite 250
Gardena CA 90248
Email : info@appliedaccountancy.com
Website: www.appliedaccountancy.com

"「人に喜ばれる仕事をする」を信条にしています"

私どものモットーは飽くまでも顧客優先です。迅速かつ適格、正確さを常に心がけ、良心的価格でサービスを提供させて頂いております。お客様のビジネスチャンスが最大限活かされ、より長い成長発展を遂げられるようなバックアップ体制を常に心がけています。情報コンサルティングを中心とした会計及び税務業務サービスを展開し、安心ときめ細かな日本語によるサービスで米国に進出した日系企業から厚い信頼を得てきております。

個人向けサービス

TAXリターン
節税対策、確定申告

ほとんどの方にとって、税金申告の準備は、毎年頭痛の種です。その理由は、1年に一回だけの作業でなかなか覚えられないこともありますが、毎年政府が発表する数字やポリシーが変わるからです。弊社では、個人申請から法人申請まで、幅広くサービスを提供させていただいております。

遺産相続
早めに遺産計画、家族負担を軽減

アメリカにおいて不動産、お金等を含む財産をお持ちの方は、生前、早めに遺産計画に取り組むことが好ましいです。健康と判断能力が伴っている内に、遺産計画の準備をされることが、遺族への将来の相続税等の負担の緩和に結びつきます。アメリカならではのトラスト（信託）があります。トラスト（信託）を作成し、遺族等に遺産を残す選択肢などがあります。

コンサルティング
税務、法務、ビザ、各種申請書他

銀行口座開設、ファイナンシャルアドバイス等もお気軽にご相談ください。会計事務所を開設して３０年が経ちます。アメリカで生活をしていく、またはビジネスをしていくとなると、会計だけではない様々なご要望があります。私たちは、『お客様を笑顔にしたい』をモットーにしておりますので、何なりとご相談ください。私たちがお答えできない場合は、適した専門家をご紹介いたします。

事業相談
自営業、スタートアップなど

初めての事業スタートで不安もあると思います。会社設立、銀行開設、会計業務全般などお任せください。例えばお店を開きたい場合、店舗専門の不動産業者を紹介できますし、通販で商品を在庫する、倉庫が借りたい、事務所が借りたい、対応できます。また、マーケティングはマーケティングのプロ、Webサイトの制作のプロなど、お客様のニーズで様々な専門業者をご紹介できます。

法人向けサービス

会計業務アウトソーシングサービス

企業経営の中で最も難しい作業の一つである経理部門の日常業務を、経理のプロである会計事務所が完全バックアップすることによって、経営者に本来のビジネスに専念出来る態勢を整えるというのは、極めて合理的な方法です。米国に進出している日系企業における会計の外部依託の請負を主要業務として、お客様の経理業務体制や内容に応じた経理業務の外部依託システムを提供します。

- **ブックキーピング（簿記）**
- **財務諸表の作成（月次、年次）**
- **売掛金・買掛金の管理**

税務申告

税理、節税対策、税金申告に関連するサービスを提供しています。ほとんどの方にとって、税金申告の準備は、毎年頭痛の種です。その理由は、年に一回だけの作業でなかなか覚えられないこともありますが、毎年政府が発表する数字やポリシーが変わるからです。会社を運営している方は、1年を通して各種税金を計算・納税する必要があります。弊社では専門スタッフが、事務所にて、またはお電話や訪問にて、対応させて頂きます。

- **法人税**
- **二国間租税条約**
- **移転価格税制**
- **法人に関わる税：**雇用関係税、売上税、消費税、固定資産税、不動産譲渡税、他

給与計算

ペイロール、支払代行、所得税計算及び支払について、煩雑な勤務管理や税務申請管理をオーナーに代わって行います。会社独自の給与体系にも対応し、それぞれの会社に合った給与計算システムのご相談や給与明細とペイロールチェックの発行、納税まで給与計算に関わるすべてのことを代行します。

- **タイムレコーダーによる自動時間管理システム**
- **給与銀行自動振込みシステム**

監査業務

政府監査の対応
連邦・地方の税務局から届く監査通知書ほどストレスの溜まるものはありません。会計書類が揃っているなら未だしも、もしドキュメンテーションが殆どない等の場合お手上げです。弊社では、以下の政府機関の監査に対応したアシスタンス・サービスを、個人・法人向けに、提供しております。

内部監査の対応
株主、投資家向けの、監査オピニオンを作成いたします。正確なファイナンシャル・ポジションを伝達することで、出資者の協力・理解を獲得できます。また、経営方針に欠かせない指標になります。

会社設立

新規に事業を始める際は、会社の設立が必要です。現地法人や海外支店を設立する際に必要な情報と提供と設立手続きのお手伝いをしております。会社形式別のメリット・ディメリット等、ビジネスの特徴に合わせたアドバイスを提供いたします。また、会社閉鎖の手続き等も行っております。

- **米国で会社の形態と会社設立の手続き**
- **日本企業の米国への進出、海外支店の設置、会社設立手続きや各種必要書類作成**
- **NPO設立手続き**
- **法人米国投資の際の拠点設立**

コンサルティング

日本と米国の企業情報を充分に熟知したスタッフが、日系企業の経営者の方たちが抱える経営課題に対して、適格に応えられるように、幅広いコンサルティングサービスを提供しています。

- **国際会計基準（IFRS）への対応**
- **国際税務・節税コンサルティング**
- **コンピューター会計導入**
- **投資コンサルティング**
- **企業の合併、買収に関する調査**
- **会社組織、内部統制組織の評価、構築**
- **経営、経理システムの再考**
- **HRシステム構築サービス(就業規則、労働規約づくり)**

タックスリターン（確定申告）

Tax Return

アメリカで働く居住者は、個人の責任で、自分の所得について毎年4月15日までに前年の所得を申告し、州と連邦に対して所得税を納める義務があります。

日米の違い

日本では、会社勤務している場合は、会社が年末調整の手続きをして申告するという形になっていることが多いですが、アメリカでは会社に勤務している場合でも、個人がタックスリターンと呼ばれる申告書を提出する必要があります。カリフォルニア州で収入を得た場合は、州と連邦の両方に申告書を提出しなければなりません。主な必要な書類としては、会社からW2（源泉徴収票）や銀行から1099INT（利子収入票）などの書類が届きますので大切に保管しておきましょう。タックスリターンの結果、税金を追加で納付することになるか、または多く納めている場合には還付されることになります。

タックスリターンで必要な情報

1. 基本情報

- 住所
- 電話番号
- e-mailアドレス
- 家族全員の氏名
- 生年月日
- ソーシャルセキュリティ番号/タックスID番号
- ワーキングステータス、ビザの種類

2. 収入情報

- 給与源泉徴収表（W-2）
- その他給与以外の雑収入（1099-MISC）
- 個人事業主の収入
- 利子収入（1099-INT、1099-OID）
- 配当金収入（1099-DIV）
- 株売却収入（1099）
- パートナーシップ、Sコーポレーションの分配（K-1）
- 年金、IRAの分配（1099-R）
- ギャンブルウィニング（W-2G）
- 失業保険（1099-G）
- 慰謝料、日本での収入

3. 控除情報

- 医療費
- プロパティタックス
- 車のライセンスフィー
- 不動産ローンの利息（1098）
- 学生ローンの利息
- 寄付
- 給与所得者のビジネス経費
- 個人事業主のビジネス経費と健康保険
- 高等教育費（1098-T）
- 引越し代
- IRA拠出金
- チャイルドケアの費用
- 先払いした税金
- 日本で納めた税金

タックスリターン・申告書の作成方法

1. 会計士・税理士へ依頼

不動産の保有や株取引、複数の収入源や控除などがある場合には、申告書の作成も複雑になります。万が一、確定申告書に不備があり国税局 (IRS) から問い合わせがあった場合のことを考えると、専門家に依頼するほうが安心できます。日本で収入や資産がある場合には、専門家に確認することをお勧めします。

2. 個人での作成・提出

国税局 (IRS) より確定申告の書類を入手し、自分で申請書類を作成し提出する方法です。十分なタックスリターンに関する知識が必要になります。

3. 控除情報

オンラインで申告できるサービスを利用する。ガイドラインに沿って、必要な数字を入力していくだけなので、簡易に、そして安価にタックスリターンの申告書を作成することができます。

TurboTax：www.turbotax.com　　Tax Act：www.taxact.com

アメリカの市民権や永住権を保有している場合には、その年にアメリカ以外の国に滞在・居住していても、税金の申告をする義務があります。また、ビザなどの理由で年の途中に日本に帰国した方でも、その年にアメリカで収入があった場合は、申告をする義務があります。

タックスリターンは、解釈が難しい部分もありますし、規定や基準が変更することもありますので、間違いのないように、専門家に相談して申告することをお勧めします。

会計・税務のことはなんでもご相談ください。

個人のお客様向け

タックスリターン　遺産相続　事業コンサルティング

法人のお客様向け

会計・給与計算アウトソーシング　税務申告　監査業務　会社設立

詳しくはネットで検索　アプライド会計事務所　www.appliedaccountancy.com

お急ぎのお客様は、お電話下さい。(310)323-3000 9AMから6PMまで

メールでのご相談　info@appliedaccountancy.com

ロサンゼルス本社　1225 W. 190th St., Suite 250, Gardena, CA 90248

APPLIED ACCOUNTANCY